

認証ネットワーク管理に関するガイドライン

このガイドラインは中京大学キャンパスネットワークの運用に関し必要な事項のうち、認証ネットワーク管理に必要な事項を定めるものとする。

1. 対象

中京大学情報センターが運用責任を持つ情報コンセントおよび無線アクセスポイントを利用するにあたり、利用資格者であるかどうかを判断するためにユーザ認証を必要とするネットワーク。(以下認証ネットワークと呼称)

2. 目的

- (1) 認証ネットワークの運用・維持・管理
- (2) 利用資格の制限

3. 認証ネットワークの運用・維持・管理

(1) 利用資格者

認証ネットワークの利用資格者は、アカウント管理に関するガイドラインに定められた全学共通アカウント取得者と、本大学に係る者(一般利用者)で、学長、学部長、学科長、研究科長、事務局所属長(部課長)などから推薦を受け、情報センター長が適当と認めた者とする。

(2) 利用目的

認証ネットワークの利用は、中京大学キャンパスネットワーク利用内規に定められた目的に準じなければならない。

(3) 利用期間

全学共通アカウント取得者の利用期間は、「アカウント管理に関するガイドライン」に従うものとする。

一般利用者の認証ネットワーク利用期間は、必要最低限の有限期間とし、最長1年、年度をまたがないものとする。年度をまたいで利用する場合は、新たに「認証ネットワーク利用申請書」を提出すること。

(4) 接続先

全学共通アカウント取得者の接続可能な範囲は、外部ネットワークおよび学外、学内公開サーバとする。

一般利用者の接続可能な範囲は、外部ネットワークおよび学外公開サーバとし、学内公開サーバへのアクセスは不可とする。

(5) 利用申請方法

全学共通アカウント取得者は、特に申請しなくても全学共通アカウントを用いて認証ネットワークを利用することができる。

一般利用者に認証ネットワークを利用させたい者は、事前に以下の手続きを完了すること。

本学専任教職員が学長、学部長、学科長、研究科長、事務局所属長(部課長)の承認のもと、必ず情報センターに「認証ネットワーク利用申請書」を提出し、情報センター長の許可を得ること。

申請者は、利用責任者および一般利用者に変更となった場合は、すみやかに「認証ネットワーク利用変更届」を提出すること。

(6) 接続に関して以下の点に留意すること

接続作業は利用者自身で行うこと。

情報センターは、接続に関する機器仕様等を明確にし、利用者自身で接続作業を行えるよう手引き等を準備すること。

情報センターは、利用者の接続できない等障害発生時には、その解決に努めること。

接続する機器等の仕様により接続出来ないことにより発生した不利益に関して、情報センターはいかなる責任も負わない。

(7)利用停止、申請許可の取り消しについて

認証ネットワーク運用担当者は、利用機器のトラブルにより、認証ネットワーク、キャンパスネットワークおよび他組織の安定運用あるいは公共の福祉に対し、重大な影響を与える通信が発見された場合、被害の拡大を防止するために、必要に応じてその通信元を発見するため、パケットモニタリング等の適切な手段をとることができる。該当機器を発見した場合は、当該機器の管理者および認証ネットワーク利用申請者に対して是正するよう勧告をおこなえる。また、必要に応じて該当パケットを遮断することができる。これらの措置の判断基準および手順は「セキュリティ管理に関するガイドライン」に従うものとする。